

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和6年11月27日

水曜日

第5308号

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示 1
- 保安林の指定予定 2
- 朝日農業振興地域の区域の変更 3

公告

- 土地改良区の役員の就退任

告示

富山県告示第449号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年11月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町桐谷字北惣連18の8、18の11、19の7、字橋子田1の18、1の27、3の20、27の29、30の1から30の4まで、30の7から30の10まで、31の1、31の2、31の6、32の8、33の3から33の6まで、33の8、字助島13の1、字大亦12の17、12の35、字山葵6の50

2 所在が不分明である通知の相手方

割山清薫、孝井和博、佐々木正弘、山下吉庫、大谷憲正、大谷滋治、谷内正、

尾定園江

3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和6年10月29日農林水産省告示第1923号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和5年12月20日富山県告示第446号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第189条による掲示

令和6年11月8日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第450号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和6年11月27日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県魚津市山女字佐部谷13の24（次の図に示す部分に限る。）、鹿熊字小谷119

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び魚津

土地改良区の役員の就任

氷見市土地改良区の役員であった次の者が令和6年10月31日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和6年11月27日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名

住 所

理 事 山 下 孝 三

氷見市中村 549番地